6 雇用·労働関係

ア 雇用制度

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におり				
		実が	色 予 定 日	寺 期	講ぜられた措置の概要等 備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	
		度	度	度	
民営職業紹介事 業に係る規制 (厚生労働省)	a 有料職業紹介事業における職業紹介責任者について、改正職業安定法の施行状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体の見直しを行う際に、以下の取組について検討を行う。 (a) 職業紹介責任者の設置要件(人数)の見直し (b) 人事異動の都度必要とされる同責任者の変更届出手続の簡素化 (c) 講習制度について、その在り方及び講習内容の見直し		検討		(厚生労働省) 職業紹介事業制度全体の在り方等について、平成13年8 月31日から労働政策審議会職業安定分科会で見直し検討を 開始(調査・検討の結果を踏まえ、結論を得る。)。
	b 職業紹介手続において緊急時以外においても書面に代わる電子 メールの利用を認める。	措置			(厚生労働省) 「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」(平成13 年厚生労働省令第61号。平成13年3月29日公布)により、 職業紹介事業者が職業紹介に当たって求職者に対して行う 労働条件の明示等について、書面の交付の方法に代えて電 子メールを利用する方法を可能とした。(平成13年4月1日施行)
	c 専らインターネットのみによる職業紹介について、事業所面積に係る 20 mg 学件を廃止する。	措置			(厚生労働省) 「平成13年厚生労働省職業安定局長通達」により、専ら インターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合 について、有料職業紹介事業の許可基準及び無料職業紹介 事業の許可基準の改正により、事業所の面積の大小を問わ ないこととした。(平成13年4月1日施行)

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におい					
		実施予定時期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 仮	備考
事項名	措 置 内 容	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度		
	d 「官民連携した雇用情報システム(仮称)運営協議会」における 合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による 求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワーク の運用を、平成13年度から確実に開始する。	措置			(厚生労働省) インターネットを利用して、民間機関及びハローワーク の保有する求人・求職情報 (当面は求人情報のみ)の概略 (インデックス情報)について、一覧、検索し、詳細情報 については、それぞれの機関のホームページにアクセスす る等により把握することのできる「しごと情報ネット」の 運用を平成 13 年 8 月 8 日より開始した。	
	e 有料職業紹介事業における国外にわたる職業紹介の許可申請に際し求められる相手先国の関係法令及びその日本語訳の収集手続の簡素化について検討する。	検討			(厚生労働省) 「平成 14 年厚生労働省職業安定局長通達」により、国外 にわたる職業紹介を実施する場合について、相手先国の関 係法令の日本語訳の提出を不要とした。(平成 14 年 2 月 16 日施行)	
	f 有料職業紹介事業において求職者からの手数料徴収が認められる範囲の見直しについて、改正職業安定法の施行状況等を踏まえ、 法施行3年後の制度全体の見直しを行う際に、検討を行う。		検討		(厚生労働省) 「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」(平成14年厚生労働省令第12号。平成14年2月14日公布)により、職業紹介に係る求職者からの手数料徴収について、一定以上の収入を得られる管理職層(経営管理者、科学技術者)の求職者からの手数料徴収を可能とした。(平成14年2月16日施行)	
	g 無料職業紹介事業の許可制の在り方について、中長期的には抜本的に見直しを行うこととし、改正後の無料職業紹介事業制度の活用状況等を勘案しつつ、法施行3年後の制度全体の見直しの際にその一環として検討を行う。		検討		(厚生労働省) 職業紹介事業制度全体の在り方等について、平成13年8 月31日から労働政策審議会職業安定分科会で見直し検討を 開始(調査・検討の結果を踏まえ、結論を得る。)。	
労働者募集に係 る規制 (厚生労働省)	a 委託募集について、改正職業安定法の施行状況等を踏まえ、許可制の在り方について法施行3年後における職業紹介事業法制全体についての見直しの際に検討する。		検討		(厚生労働省) 職業紹介事業制度全体の在り方等について、平成13年8 月31日から労働政策審議会職業安定分科会で見直し検討を 開始(調査・検討の結果を踏まえ、結論を得る。)。	

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におい	ナる決定内容			
事項名	措 置 内 容		期 P成 15 年 g	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備考
	b 労働者の募集規制に関する規定について、中長期的にはその要否 の検討を含めた抜本的な見直しを行う。	中長期的に見直し		(厚生労働省) 職業紹介事業制度全体の在り方等について、平成13年8 月31日から労働政策審議会職業安定分科会で見直し検討を 開始(調査・検討の結果を踏まえ、結論を得る。)。	
労働者派遣事業 に係る規制 (厚生労働省)	a 「物の製造」の業務を労働者派遣事業の対象とすることについて、 改正労働者派遣法の施行状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体 の見直しの際に検討を行う。	検討		(厚生労働省) 労働者派遣制度全体の在り方等について、平成13年8月 31日から労働政策審議会職業安定分科会で見直し検討を開始(調査・検討の結果を踏まえ、結論を得る。)。	
	b 労働者派遣に係る手続の簡素化について、改正労働者派遣法施行 3年後の制度全体の見直しを行う際に、所要の検討を行う。	検討		(厚生労働省) 労働者派遣制度全体の在り方等について、平成13年8月 31日から労働政策審議会職業安定分科会で見直し検討を開始(調査・検討の結果を踏まえ、結論を得る。)。	

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におい					
			————— も 予 定 B	 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 仮	備考
事項名	措置内容	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度		
	c 労働者派遣の実態調査を行い、派遣期間の制限(1年)に対する派遣労働者の声に留意しつつ、改正労働者派遣法に基づく所要の検討を行う。 その際、高齢者等の就職が困難な者に対する特例等について検討する。 また、営業や販売等、専門性の高い業務について、旧適用対象業務(いわゆる26業務)の範囲を拡大することにより3年程度の派遣を認めること並びに複合業務について主たる業務が旧適用対象業務の場合及び月初や月末、土日のみ等、派遣日数が限られている場合に旧適用対象業務と同様に取り扱うことについて、その可能性を検討する。	調査	検討		(厚生労働省) 労働者派遣制度全体の在り方等について、平成13年8月31日から労働政策審議会職業安定分科会で見直し検討を開始(調査・検討の結果を踏まえ、結論を得る。)。 「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」(平成13年法律第158号。平成13年12月14日公布)により、再就職が厳しい状況にある中高年齢者について、派遣期間の1年の制限を3年に延長する特例を措置。(平成14年1月1日施行) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成14年政令第90号。平成14年3月29日公布)により、緊急措置として、現在3年の派遣が認められている業務の範囲を拡大した。(平成14年3月29日施行)	
	d 一般労働者派遣事業の許可制度の在り方について、改正労働者派 遺法の施行状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体の見直しの際 に、必要な検討を行う。		検討		(厚生労働省) 労働者派遣制度全体の在り方等について、平成13年8月 31日から労働政策審議会職業安定分科会で見直し検討を開始(調査・検討の結果を踏まえ、結論を得る。)。	
	e 派遣元責任者の選任の在り方について、改正労働者派遣法の施行 状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体の見直しの際に検討す る。		検討		(厚生労働省) 労働者派遣制度全体の在り方等について、平成13年8月 31日から労働政策審議会職業安定分科会で見直し検討を開始(調査・検討の結果を踏まえ、結論を得る。)。	

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)にお					
		実が	色 予 定 日	時 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
円滑な労働移動 の支援 (厚生労働省)	募集・採用における年齢制限の撤廃に向け、法的整備も含めて、可能な限り速やかに所要の措置を講ずる。	措置			(厚生労働省) 「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第35号。平成13年4月25日公布)により改正された雇用対策法により、事業主の募集・採用における年齢制限緩和の努力義務(第7条)を規定するとともに、この努力義務規定に事業主が適切に対応するための指針を厚生労働大臣が定めること(第12条)とし、平成13年9月12日に「平成13年厚生労働省告示第295号」により、「労働者の募集及び採用について年齢にかかわりなく均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針」が策定された。(平成13年10月1日施行)	
個別的労使紛争 処理制度 (厚生労働省)	雇用・労働関係全般に係る苦情・紛争の相談体制を始めとした個別的労使紛争処理制度の在り方について検討した結果を踏まえ、個別的労使紛争処理システムの運用を開始する。 (第151 回国会に関係法案提出)	·			(厚生労働省) 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」(平成 13年法律第112号。平成13年7月11日公布)が、平成13 年10月1日より施行され、同法に基づき都道府県労働局に おいて迅速適正な紛争解決を図るための個別労働紛争解決 制度の運用を開始した。	

イ 労働市場におけるセーフティネットの整備

	規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)におり					
		実が	色 予 定 🏻	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
社会保険制度(厚生労働省)	a 世帯主(常用労働者)を基準とした社会保険制度(短時間の被用者は健康保険・厚生年金保険の被保険者とならず、事業主負担もないこと、また年収が130万円未満であれば健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者として、個人としての保険料負担を求められないこと等)が就労日数調整や雇用代替の誘引となる可能性があることから、このような労働市場に及ぼす影響も踏まえ、同制度の在り方について検討を進める。	検討			(厚生労働省) 平成 13 年 12 月に「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」が報告書をとりまとめた。この中で、女性と年金に関して検討していく具体的な課題の一つとして、「短時間労働者等に対する厚生年金の適用」が位置付けられ、適用拡大に向けて、今後議論を重ねていくべき論点について整理されたところ。 平成 14 年 1 月から社会保障審議会年金部会において、平成 16 年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて検討を開始したところであり、この中で短時間労働者に対する社会保険適用についても議論していく予定である。	
	b 保険料の算定方法について、被保険者間の負担の公平を期すため、保険料の賦課ベースを年収賃金とする「総報酬」方式を厚生年金以外の社会保険にも適用するよう、速やかに検討する。				(厚生労働省) 健康保険法等の一部を改正する法律案に盛り込み済み。 (平成 15 年4月施行予定)	
雇用保険制度 (厚生労働省)	a 雇用関係の助成金の支給要件について、公共職業安定所による 紹介を要件とすることを早急に見直す。	措置			(厚生労働省) 「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係厚生労働省令の整備等に関する省令」(平成13年厚生労働省令第189号。平成13年9月12日公布)により、特定求職者雇用開発助成金等の公共職業安定所による紹介要件のある雇入れ助成金について、適正な運用を期すことのできる無料・有料の職業紹介事業者による雇入れの場合も支給対象とすることとした。(平成13年10月1日施行)	

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容						
		実 施 予 定 時 期		寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措 置 内 容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
	b 雇用保険未加入者に対する加入促進をより徹底する。	措置			(厚生労働省) 平成 13 年厚生労働省職業安定局長通達により、平成 13 年4月1日以降、パートタイム労働者及び登録型派遣労働者の適用拡大を図るために、年収要件(90 万円以上)を撤廃し、その周知徹底を図ったところである。	

ウ その他

	規制改革3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における					
		実が	色 予 定 日	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 項 名	措置内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年		
		度	度	度		
労働契約期間(厚生労働省)	平成 10 年の労働基準法改正により新しく認められた最長3年の有期労働契約の利用実態やニーズ等の実態把握を行い、これを踏まえ、その在り方についての検討の必要性を判断する。	実態把握			(厚生労働省) 「有期労働契約に関する調査結果報告書」を平成14年3月にとりまとめ、有期労働契約の利用実態やニーズ等の実態把握を行った。 なお、平成13年9月19日から、労働政策審議会労働条件分科会において、有期労働契約の在り方について検討を行っているところであり、「労働基準法第14条第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する告示」(平成14年厚生労働省告示第21号)により、上限を3年とする有期労働契約の対象となる者の範囲を拡大し、平成14年2月13日より施行した。	
労働時間に係る 規制 (厚生労働省)	a 専門業務型裁量労働制の対象業務は、現在 11 業務に限定されているが、働き方の選択肢を増やすという観点から、今後意見要望があれば、対象業務の在り方について検討を行う。	意見要望が	あれば検討		(厚生労働省) 「労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示」(平成14年厚生労働省告示第22号)により、専門業務型裁量労働制について対象業務を追加し、平成14年2月13日から施行した。	
	b 企画業務型裁量労働制について、平成 10 年労働基準法改正改正法に基づく所要の検討を行うため、施行状況の調査を行う。	調査		検討	(厚生労働省) 企画業務型裁量労働制について導入の状況等を把握するとともに、ヒアリング等を実施した。また、平成14年度についても導入事業場における実態の調査を予定している。なお、平成13年9月19日から、労働政策審議会労働条件分科会において、裁量労働制の在り方について検討を行っている。	